

特別口座を開設する口座管理機関等の公告

平成20年11月25日

株主・質権者の皆様へ

大阪市中央区道修町一丁目7番1号

コニシ株式会社

代表取締役社長 福島 功

本公告は、株券の電子化に伴い、株券を株式会社証券保管振替機構（ほふり）に預けていない株主の権利を確保するために、当社が開設する「特別口座」*1に関する重要なお知らせです。

当社は、決済合理化法*2の施行日である平成21年1月5日に実施される株券電子化に対応するため、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）に対し、当社の株式を株券電子化後に機構が取扱うことについて、「社債、株式等の振替に関する法律」第13条第1項の規定に基づいて同意いたしました。

これに伴い、当社は、施行日において株主名簿に記載されている株主および質権者の皆様について、機構に対し、決済合理化法附則第8条第5項の通知を行い、その特別口座を下記の口座管理機関に開設することとなりました*3ので、その旨決済合理化法附則第8条第1項に基づき公告いたします。

なお、事務手続の都合上、皆様の株式が特別口座に記録されるのは、平成21年1月26日以降となりますので、ご了承ください。

記

特別口座を開設する口座管理機関

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社

以上

-
- *1 「特別口座」とは株券の電子化に伴い、株式会社証券保管振替機構（ほふり）に預託されていない株券について、株主の権利を確保するために、発行会社（当社）が口座管理機関と契約を締結して株主名簿上の株主名義で開設する口座をいいます。
- *2 決済合理化法は、「株式の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」の略称です。
- *3 既に証券会社等を通じて機構に株券を預託されている株主および質権者の皆様につきましては、施行日後も、当該証券会社等の口座に株式が記録され、特別口座は開設されません。

『公告中断についての追加公告（1）』

下記期間、当社ホームページに登録した公告アドレスに誤植があり、公告中断が発生しました。
平成20年11月25日0時0分から平成20年11月25日10時0分まで